# 農林水産省関係地域再生法施行規則 （平成二十六年農林水産省令第七十号）

#### 第一条（地域農林水産業振興施設）

地域再生法施行令（以下この条において「令」という。）第七条の農林水産省令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設とする。

###### 一

地域農林水産物（令第七条第二号に規定する地域農林水産物をいう。以下この条において同じ。）を集荷し、調製し、貯蔵し、又は出荷する事業

###### 二

地域農林漁業（その施設の所在する地域で行われる農林漁業をいう。以下この条において同じ。）の生産資材を貯蔵し、又は保管する事業

###### 三

廃棄された地域農林水産物又は廃棄された地域農林漁業の生産資材を処理する事業（第五号に掲げる事業を除く。）

###### 四

都市住民の地域農林漁業の体験その他の都市等との地域間交流を図る事業（令第七条第四号に掲げる事業を除く。）

###### 五

地域農林漁業有機物資源（地域農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来するものであって、エネルギー源として利用できるものをいう。以下この号において同じ。）を原材料とする燃料（以下この号において「地域バイオ燃料」という。）を製造する事業（令第七条第二号に掲げる事業を除く。）又は地域農林漁業有機物資源若しくは地域バイオ燃料からエネルギーを製造する事業（同条第五号に掲げる事業を除く。）

#### 第二条（整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）

地域再生法（以下「法」という。）第十七条の十七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

###### 一

整備誘導施設（法第十七条の十七第五項に規定する整備誘導施設をいう。以下この条において同じ。）の用に供する土地が存する農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）における農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該整備誘導施設の用に供する土地を農地（法第十七条の十七第五項に規定する農地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。）以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

###### 二

整備誘導施設の設置により、農用地区域内における農地又は採草放牧地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

###### 三

整備誘導施設の設置により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

###### 四

整備誘導施設の設置により、農用地区域内の農業振興地域の整備に関する法律第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

###### 五

整備誘導施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

###### 六

整備誘導施設の用に供する土地が、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。第五条第六号において同じ。）の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。

###### 七

整備誘導施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の三第一号イ又はホのいずれかに該当する事業が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあっては、当該整備誘導施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

#### 第三条（地域再生協議会の構成員として加える者）

法第十七条の五十四第二項の農林水産省令で定める者は、法第十七条の五十四第四項に規定する特定区域（以下「特定区域」という。）の全部又は一部をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）とする。

#### 第四条（特定区域及び特例面積の同意に際しての添付書類）

認定市町村は、法第十七条の五十四第五項の規定により農業委員会の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

###### 一

特定区域及びその周辺の地域に所在する既存の住宅及び農地又は採草放牧地の位置を示す地図

###### 二

その他参考となるべき書類

#### 第五条（特定区域及び特例面積の基準）

法第十七条の五十四第五項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

###### 一

特定区域は、次のいずれにも該当するものであること。

###### 二

法第十七条の五十四第四項に規定する特例面積は、当該特定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積であること。

#### 第六条（地域再生協議会の構成員として加える者）

法第十七条の三十六第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（地域農林水産業振興施設（法第五条第四項第十一号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。

###### 一

地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、当該農林水産業振興施設の用に供する土地が存する農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。次号において同じ。）

###### 二

地域農林水産業振興施設の用に供する土地が土地改良区の地区内の土地である場合（前号に規定する場合を除く。）にあっては、当該土地改良区

#### 第七条（地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等）

法第十七条の三十六第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項

###### 二

地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項

###### 三

地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合には、次条各号に掲げる要件に該当する旨及びその理由

##### ２

認定市町村は、法第十七条の三十六第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

###### 一

地域農林水産業振興施設の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書

###### 二

地域農林水産業振興施設及び当該地域農林水産業振興施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

###### 三

地域農林水産業振興施設の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

###### 四

地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

###### 五

その他参考となるべき書類

#### 第八条（地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）

法第十七条の三十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

###### 一

地域農林水産業振興施設の用に供する土地が存する農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農地又は採草放牧地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

###### 二

地域農林水産業振興施設の設置により、農用地区域内における農地又は採草放牧地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

###### 三

地域農林水産業振興施設の設置により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

###### 四

地域農林水産業振興施設の設置により、農用地区域内の農業振興地域の整備に関する法律第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

###### 五

地域農林水産業振興施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

###### 六

地域農林水産業振興施設の用に供する土地が、土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了しているものであること。

###### 七

地域農林水産業振興施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の三第一号イ又はホのいずれかに該当する事業が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあっては、当該地域農林水産業振興施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

# 附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十八号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二七年八月七日農林水産省令第六七号）

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二八年一月二八日農林水産省令第四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年四月二〇日農林水産省令第三五号）

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二九年七月二一日農林水産省令第四二号）

この省令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

# 附　則（平成二九年九月二五日農林水産省令第五六号）

この省令は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十五日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年六月一日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年一月八日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。